

名古屋長野県人会会費納入規程

第1条 会員は、会費として次のとおり納入するものとする。

ただし、普通会员の入会初年度会費は2,000円とする。

法人会員の入会初年度年会費は10,000円とする。

2 (年 間)

1	個人	普通会员		3,000	円
		特别会員	会 長	50,000	円
			副 会 長	30,000	円
			顧 問	17,000	円
			理 事	10,000	円
			監 事	10,000	円
			支 部 長	10,000	円
			相 談 役	12,000	円
			参 与	10,000	円
2	家族会員			1,000	円
		※注 定期刊行物・配布物等は、属する会員と共用とする			
3	法人会員			20,000	円

3 支部長の就任初年度年会費は、2項による金額とし年度中途の交代であっても減額しないものとする。

4 普通会员より特别会員に、変更になった場合の年会費は、差額分を納入する。

5 特别会員より普通会员に、変更になった場合の年会費は、返還しない。

第2条 会費は毎年ごとに納入するものとし、年度途中の加入者についても減免はしない。

第3条 納入された会費は、いかなる理由があっても返却しない。

(附 則)

この規程は昭和59年5月28日から施行する。

(附 則)

この規程は平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は平成15年2月22日から施行し、平成15年度の会費から適用する。

(附 則)

この規程は平成16年2月22日から施行する。

(附 則)

この規程は平成18年2月15日から施行する。

(附 則)

この規程は平成16年2月22日から施行する。

(附 則)

この規程は平成18年2月15日から施行する。

(附 則)

この規程は平成３０年２月３日から施行する。

(附 則)

この規程は平成３１年２月２日から施行し、平成３１年度の会費から適用する。

(附 則)

この規程は、令和６年２月１日から施行する。